

# 西原小学校の再編整備について

## 実施時期を最大で3年延期します

ご意見・問い合わせ 教育総務課 湯

TEL (98) 7 1 1 1 FAX (98) 7 1 2 2

大田原市立小中学校再編整備検討委員会(以下「検討委員会」という。)より大規模校である西原小学校の再編整備についての部分答申書(以下「部分答申」という。)が提出されましたが、教育委員会では次のとおり対応することといたしました。

### — 関係地域との意見交換の状況 —

教育委員会では、地域の声をお聴きするため、部分答申により通学区域が変更となる自治会の役員との意見交換をはじめ、関係自治会への説明や意見交換を実施しています。

意見交換会では、「周知や準備の期間が必要であり、平成26年4月の実施は早すぎる。」「移行期間の10年間は長すぎる。」といった実施時期に対する意見や「西原小学校に入学させるつもりで宅地を購入した。」など、さまざまな意見があります。

また、関係自治会からは、自治会が分断されることや、社会福祉協議会の活動区域が変わってしまうという地域への影響を心配する意見もあります。

### — 部分答申の取り扱いについて —

教育委員会では、検討委員会からの部分答申を最大限尊重することを原則としています。

しかし、通学区域の変更に関する周知や準備の期間が必要であると判断し、部分答申で実施時期としている平成26年4月を最大で3年延期し、平成29年4月までには実施できるような環境を整えます。

今後は、地域の皆さまの意見や要望も考慮し実施時期などを検討します。

また、部分答申による通学区域の線引きについても多くの方々の意見をお聴きします。特に公民館活動や社会福祉協議会活動に及ぼす影響については、関係者と協議します。

### — 対象区域の幼稚園・保育園保護者の皆さまへ —

平成26年度からの実施を延期すること以外は、原則として部分答申に沿って進めることとしています。

市としても西原小学校の教育環境の改善を図ることは喫緊の課題であり責務でもあります。

一部の保護者の方からは、部分答申に関わらず他校へ通学させたいという声があります。現在でも大規模校対策として、届出により西原小学校から他校への通学が可能になる制度があります。

当面は、少しでも西原小学校の児童数の適正化を図るため、教育委員会でもこの制度の活用を推奨していきます。手続きなどの詳細については学校教育課庶務係 TEL (98) 7 1 1 4 までお問い合わせください。

### 大規模校である西原小学校の再編整備についての部分答申書(原文要約)

#### (一) 答申の趣旨

児童総数が1,000名を超え、県内でも2番目に多い(平成24年度)西原小学校は、児童一人当たりの校地面積が市内の小学校の中でも最も少ないことや、コンピュータ室等の特別教室も他校に比べ不足が著しく、特別教室における授業や校庭、プール、体育館を使用する体育の授業などへの制限が多い。

検討委員会は、文部科学省が適正規模としている小中学校一校あたりの学級数にする必要があるとして、多くの意見を出し合い様々な角度から検討し、部分答申を提出した。

#### (二) 再編整備の手法

隣接する大田原、紫塚、薄葉の各小学校との通学区域を変更する。対象とする自治会の区域及び新通学先は右表のとおり。

#### (三) 実施時期

平成26年4月1日(以下「基準日」という。)から新通学区域とする。

ただし、平成35年までは、移行期間として次のいずれかに該当する場合に限り、西原小に引続き在籍または入学することができる。

- ア 基準日の前日現在、西原小に在籍している第5学年以下の児童。
- イ 平成35年度までに入学見込みの児童。ただし、入学時に兄弟が西原小に在籍している児童に限る。

自治会など	新通学先
赤堀東	紫塚小
赤堀西のうち、 3・3・1号線の北東側	大田原小
浅野	
雇用促進住宅	
親園北区で現在の 西原小の通学区域	薄葉小
実取で現在の 西原小の通学区域	
実取団地	